



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.3月 No.227
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入の事業所様へ

●協会けんぽの保険料が改定されます！！



令和6年3月分(4月納付分)から健康保険料・介護保険料が下記の料率へ変更となります。4月支払給与・賞与(3月支給分)より変更をお願いします。

健康保険料率(給与・賞与)		介護保険料率(給与・賞与)	
2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から	2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から
9.76%	→ 9.85%	1.82%	→ 1.60%

労働保険事務組合きずなの皆様へ

●令和6年度労働保険料年度更新ご準備をお願いします。

令和5年4月分～令和6年3月分までの従業員全員(学生アルバイト等も含む)の賃金台帳をFAX又はメールにて送信をお願いします。また、担当までご連絡頂きましたらお伺い致します。

- ※ 給与計算を委託されている事業所様は、当事務所ですべて対応いたします。
- ※ 建設事業の事業所様は別の書類になりますので、個別に案内しております
- ◎ 令和6年度は雇用保険料の料率に変更はありません

【 給与明細電子化サービス開始のお知らせ 】

- 令和6年4月より給与明細の電子サービスを開始致します。

給与明細の電子サービスとは、これまで紙で配布していた給与明細を電子メールやPDF、クラウドなどの電子データに変換して従業員の皆さんに交付する事です。

従業員は、スマートフォンやタブレットなどで自分の給与明細を確認する事になります。

現代の在宅勤務やテレワークなど多様な働き方に対応でき、出先の業務が多い方・出張中の方なども、自分で当日給与明細を確認する事が出来ます。

詳しい内容は担当者が説明致しますのでお問合せ下さい。

【 給与業務一部代行のお知らせ 】

- 給与計算業務一部代行も致します。

給与計算業務は 1. 労働時間の集計 2. 給与支給額計算 3. 給与の振込処理 4. 給与明細書の発行 などになります。この作業を毎月行う事になります。

先日、なかなか時間が無くて大変ですとのお声を頂きました。当事務所では一部代行業務にも対応しております。詳しくは担当者にお問い合わせください。

